

事業者各位

(公社) 京都労働基準協会
舞鶴支部

低圧電気の取扱業務に係る特別教育の開催について

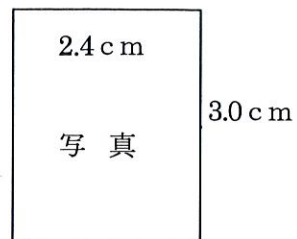
労働安全衛生法では労働者の安全と健康の確保をはかるため一定の危険有害業務に係る特別教育の制度を定めています。この特別教育の対象業務に①配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務 又は②低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務があり、この業務に労働者を就業させるときは、事業者は当該業務に係る特別の教育を行わなければならないことになっています。

この度、上記①の充電部分が露出している開閉器の操作の業務について、下記により特別教育を実施しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 対象業務 上記①の「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務」(直流・750ボルト以下、交流・600ボルト以下の低圧電気)
 - ※注意点 上記②の「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務」については、この特別教育を受けた者に対して、別に低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について6時間以上の実技教育を行えば当該業務の特別教育を修了したことになります。
- 2 講習日時 平成30年10月23日(火) 午前9時～午後6時
- 3 講習会場 舞鶴西総合会館 舞鶴市字南田辺1 Tel 0773-77-1212
- 4 講習科目
 - ・学科 (1) 低圧の電気に関する基礎知識、(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識、(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法、(5) 関係法令
 - ・実技 低圧開閉器の操作、絶縁用保護具の着用方法、充電電路の防護方法(1時間)
- 5 修了証の交付 所定の科目、時間を受講された方には修了証を交付します。
- 6 受講料 **会員 8,640円 非会員 10,800円**(消費税込)
テキスト代 702円(消費税込)
 - ※ 受講申込み後の受講料の返還は致しませんのでご了承願います。
- 7 定員数 50名(定員になり次第締め切ります)
- 8 受付日 平成30年9月25日(火)より (9時から16時まで)
(但し、土・日曜日及び祝日をのぞく。)
- 9 申込方法 受講申込書に所定事項記入の上、受講料、テキスト代、同じ写真**2枚**(1枚は裏面に氏名記入添付)を添えてお申込み下さい。写真は申請前6ヶ月以内に撮影した単身、上三分身、正面、脱帽、無背景(縦3.0cm 横2.4cm)のもの。不鮮明なもの、顔かたちが、はっきりしないもの、サングラスをかけたもの。裏が黒い写真は受け付けられませんのでご注意下さい。
- 10 申込先 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2
(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部 Tel 0773-75-4731

低圧電気の取扱業務特別教育申込書
(充電部分が露出している 開閉器 の操作業務)



ふりがな		生年月日	昭 平	年	月	日
氏名						
現住所						
事業場名		連絡先 担当者 電話				
事業所 所在地		※修了証 番号				
		※受講 番号				

平成 年 月 日

※欄には記入しないで下さい。

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部長 殿

*ご記入いただいた個人情報については、本講習の実施のためにのみ使用いたします。